策定年度	平成１９年度
変更年度	令和５年度

加東市水田農業ビジョン（案）

加東市農業再生協議会

令 和 ５ 年 ４ 月

目　　次

趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

１　水田農業の改革の基本方向
（１）地域農業の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）作物振興及び水田利用の将来方向・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（３）担い手の明確化と育成の将来方向・・・・・・・・・・・・・・・・・６

２　具体的な目標
（１）作物作付け及びその販売の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（２）担い手の育成及び担い手への~~土地利用~~農地の集積~~の~~目標・・・・・・９

３　ビジョン実現のための手段
農業施策の活用方法
（１）水田作物に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（２）畑作物に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（３）直接支払推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（４）各種支援措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（５）人・農地問題関連事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

４　担い手の明確化
認定農業者　（法人）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
認定農業者　（個人）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
認定新規就農者　（個人）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
集落営農組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
生産集団・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
機械共同利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

加東市水田農業ビジョン

趣旨

農業・農村を取り巻く環境は、農業者の減少・高齢化、~~農業所得の激減~~米の取引価格の低下など大変厳しい状況にある。

また、バイオ燃料需要の~~急増~~増加、途上国の経済発展による食生活の変化、世界各国の異常気象、世界情勢などにより、世界の穀物需給が逼迫している。

このため、国においては、経営所得安定対策等の導入により、~~販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することで、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されることを目指している。~~水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金を交付することで、米穀、麦等の生産に係る諸外国との生産条件の格差から生ずる不利の是正、農業収入の減少による農業経営への影響の緩和、食料自給率の向上及び農業の有する多面的機能の維持強化を推進している。

こうした情勢の中、平成３０年度から生産数量目標の配分を国が行わなくなり、集出荷業者等を中心に需要に応じた作付けの推進が図られている。本市の特色を活かした水田農業を確立するためには、引き続き、米の需給及び価格の安定を目指した需給調整が必要であり、水田農業の目指すべき方向を定め、生産者や地域のこれまでの取組等を反映させた適地適作を効率的に進めていかなければならない。

１　水田農業の改革の基本方向

（１）地域農業の特性

加東市は兵庫県の中南部に位置しており、水稲（酒米）を中心に麦・大豆・飼料作物・野菜・畜産等の多様な生産が行われている。

主食用水稲（※）における~~令和３年~~令和４産の作付けは~~1,771~~１,７６４ha で、水田面積の約~~７０~~７２％を占め、農業経営の展開及び農業所得の確保のうえからも重要な地位を占めているが、近年の主食用米は、人口及び一人当たり消費量の減少等により、需要が減少していることから、今後は良食味品種の生産に努めるなど品質向上により一層取り組んでいく必要がある。

主要品種は、酒造好適米山田錦で、本市は近隣の市町を含めた酒米の産地となっている。

転作作物の内訳は、次の円グラフのとおりで、一般野菜・麦・大豆等が栽培されてお

り、作付面積の割合は昨年度に比べ、~~一般野菜が２％減少し、加工用米等が２％、新規需要米が３％増加~~飼料作物が２％減少し、麦、加工用米及び新規需要米が１％増加している。

また、保全管理及び調整水田の面積は、昨年度に比べ~~約１７．３ｈａ増加したが、令和３年度転作作物の内訳における割合は昨年度同様となっている。~~約３．１ｈａ減少し、令和４年度転作作物の内訳における割合は１％減少した。保全管理及び調整水田については、需給調整の推進並びに水田を管理する観点から有効ではあるが、食料自給力の向上の必要性から、不作付農地を減少させ、麦・大豆等の土地利用型作物への作付転換を推進する必要がある。

（※）うるち米及び酒造好適米

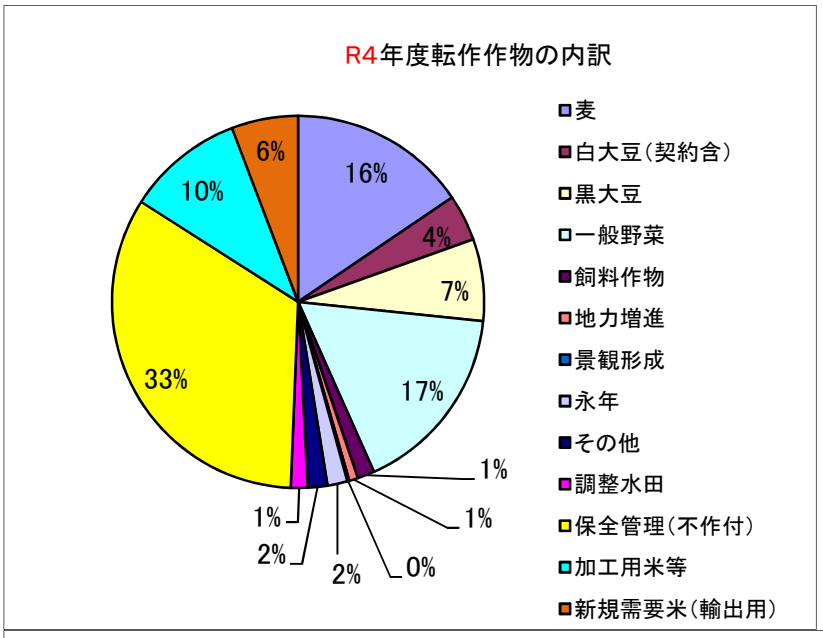

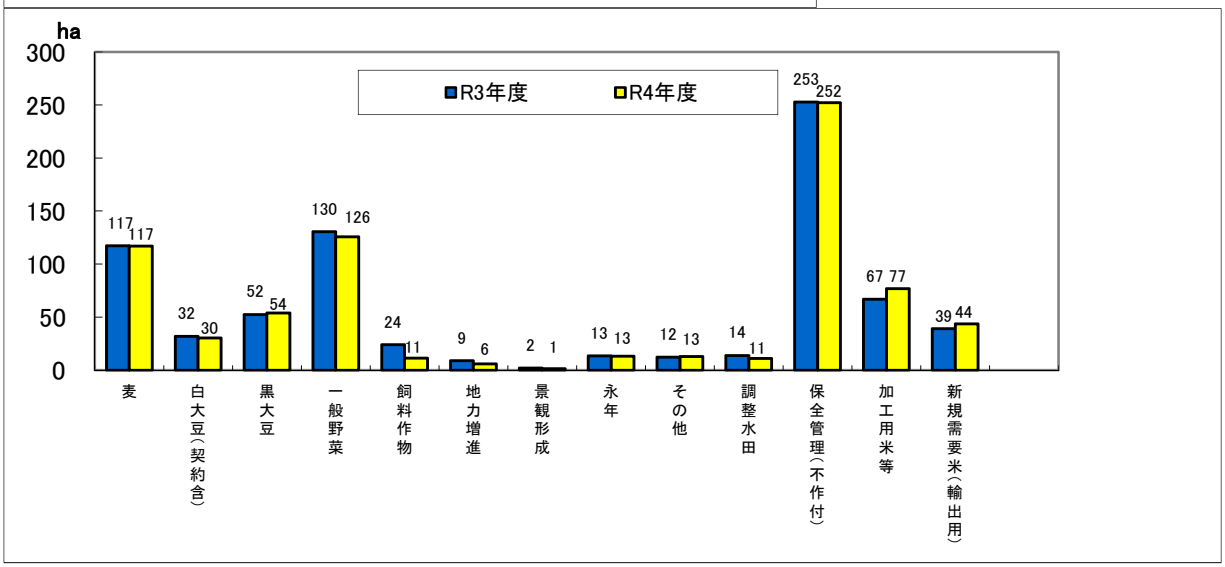

農業の現状は、大半が兼業農家であり、農業従事者が年々減少するとともに高齢化も進んでおり、農業の中核となる担い手農家が減少している。

生産基盤については、農地・農道・水路・ため池等総合的な整備を行い、ほ場整備可能区域のほとんどの整備を完了している。

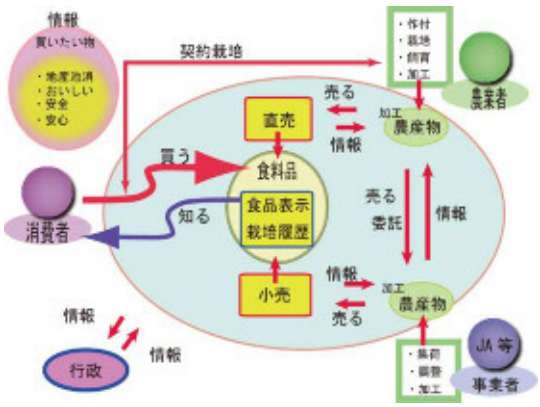

イメージ図

（２）作物振興及び水田利用の将来方向

水田における土地利用型農業を活性化するため、実需者のニーズに対応して、麦・大豆等の品質の向上・定着化を図る。更に、生産の拡大を目指して産地体制の強化を推進する。

こうした中で、水田における麦・大豆等の本格的な定着・拡大により、安定した水田農業経営の確立を図るため次の事項に取り組んでいく。

※実需者---スーパー、外食、生協、百貨店、加工業者などの総称で、消費者と接し、販売動向や変化のマーケティングを行っている者

１）実需者のニーズに応じた生産・販売計画の策定支援

２）麦・大豆等の生産技術の向上に向けた支援

３）ブロックローテーションによる作付け作物の担い手への農地集積

４）関係機関との連携に基づく、地域の合意形成に向けた各地域における推進体制の構築と、推進組織の育成・強化

５）麦・大豆の本格的な生産のために必要な基盤整備の一層の推進

【水稲】

本市の主要水稲作付品種は、酒造好適米の山田錦、うるち米のヒノヒカリ・きぬむすめ等であり、需要動向に応じた計画的な作付けを推進し、消費者ニーズを踏まえたおいしく安全な米の生産を図るため、以下について取り組んでいく。

①集落営農組織、認定農業者等の担い手による低コスト生産の推進

②消費者・実需者ニーズにあった良質米の生産

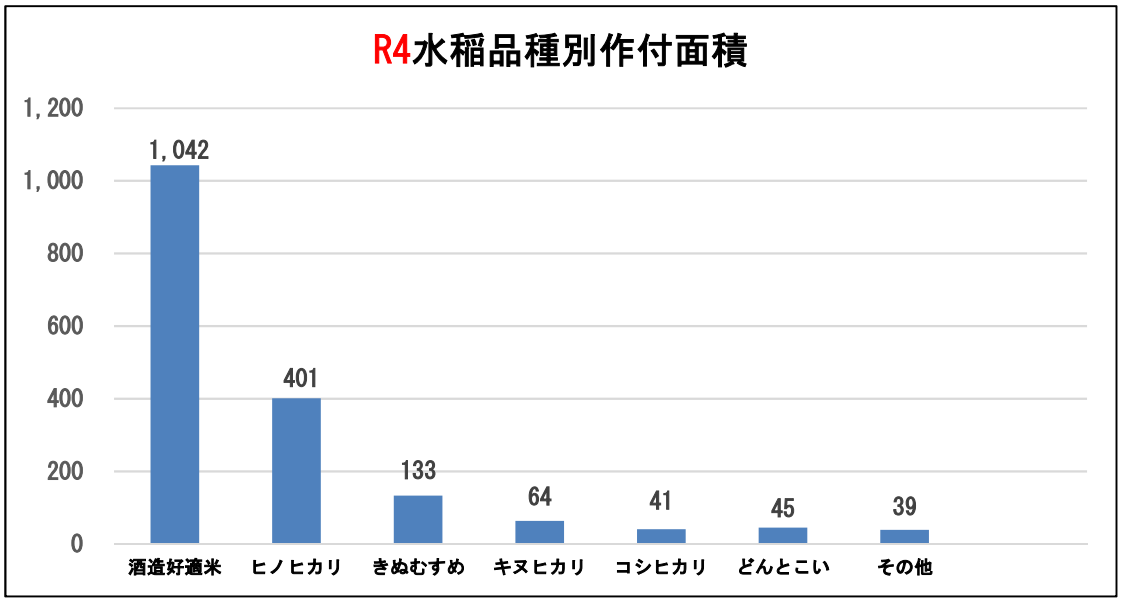

ア　酒米の生産推進

酒米の生産については、輸出用の日本酒は増加傾向だが、国内市場では、日本酒の消費不振から需要が減退するとともに、産地間競争が激化しているので、契約栽培制度を堅持しつつ、高品質酒米を安定供給することで生産の維持を図る。

具体的には、作期・肥培管理・乾燥・調整の適正化による高品質化、直播等の新技術導入による低コスト化、県外出荷量の拡大、清酒消費の拡大運動等を推進する。

イ　安全・安心な米づくりの推進

化学合成された農薬や肥料を可能な限り削減し、土壌診断に基づく施肥や堆肥等有機物及び土壌改良材の施用によるやさしい施肥・土づくりを推進することで、環境保全型農業の拡大を図る。

また、「栽培履歴記帳運動」を継続し、実需者や消費者への安全・安心な米のＰＲを図る。

なお、米トレーサビリティ法が施行され、次の取組が必要となった。

「取引記録の作成・保存」	問題が発生した場合の流通ルートの速やかな特定と回収（平成２２年１０月１日から）
「産地情報伝達」	産地情報を一般消費者まで伝達（平成２３年７月１日から）

ウ　品質向上・良食味米生産に向けた技術の確立・普及

タンパク質含有量を下げるため、良食味モデルの活用や生育診断に基づく穂肥量の決定技術の確立及び普及により、良質・良食味米の安定生産の推進を図る。

エ　広域組織による生産コストの低減

生産コスト低減のため、湛水直播等の直播技術を普及するとともに、認定農業者や集落営農組織等の広域組織活動の促進により、低コスト化の推進を図る。

オ　水稲種子の安定供給

当市においては、水稲の種子生産ほ場が指定されており、種子生産・供給体制の整備及び種子生産組合の活性化を推進する。

カ　米の消費拡大

学校給食等で市産米の使用を推進する。

また、市産米の消費を促進するため、学校行事・イベント等での消費者への米のＰＲを行う。

【麦】

麦作適地における計画的な作付けを基本に、排水対策や肥培管理などの基本技術を徹底し、品質・収量の向上を図る。また、担い手への集積による低コスト化を図るとともに、機械化一環体系の推進により一層の低コスト化を図る。

また、これら生産対策に併せて実需者との結びつきを強化するとともに、食品産業と連携した産地確立を推進し、販路の拡大を図る。

ア　品質の向上と均質化

１等麦比率の向上と均質化を図り、産地、産年による品質のばらつきを改善する。また、実需者の需要に即した良質麦生産に対応するため、白度、タンパク質含有率、容積重（１Ｌの容積に入る麦の粒の重さ）など品質項目の適正化を進める。

これらを的確に推進するため、農協での品質分析体制を整備し、地区ごとの品質分析を進める。

イ　用途に応じた加工適性の高い品種の選定等

実需者ニーズを把握して、栽培特性や加工適正を見定め、優良品種の選定を進める。

ウ　販路の開拓と拡大

実需者ニーズの把握と産地情報の発信に努め、食品産業等と一体となった産地確立を推進する。

エ　安定供給体制の確立

主産地の育成を図り、集出荷単位の大型化を進める。

オ　生産性の向上

単収の向上（適地での生産、排水対策等の基本技術の徹底）とコストの低減（担い手への面積集約、生産単位の拡大、営農組合による効率的な生産体制の整備、効率的な機械化一貫体系等）を図り、麦作の定着を推進する。

カ　集出荷施設の再編整備

ライスセンターの計画的整備と効率的利用の促進を図る。

【大豆】

実需者ニーズに応じた「売れる大豆づくり」に向けて、実需者の求める品種への転換を図ることを第一に、排水対策や適期防除などの基本技術の徹底により品質の向上を図るとともに、集積化や効率的な機械化一貫体系により低コスト化を推進する。

普通大豆については、豆腐などへの加工適正に優れている「サチユタカ」という品種が主に出荷されており、その生産拡大と出荷の促進を図るとともに、担い手への農地

の集積を進め、省力・生産安定化技術の確立並びに普及を進める。
黒大豆は、実需者の求める品質の生産に対応できるよう、大粒で良質なものを安定的に生産できるよう推進していく。

ア　品質の向上と均質化
産地・産年による品質のばらつきの改善を図る。
イ　安定供給体制の確立
集落営農組織による大豆生産を推進し、集出荷単位の大型化及び保管場所の集約化を図る。
ウ　生産性の向上
適地での生産、排水対策等の基本技術の徹底により単収の向上を図る。
また、担い手への農地の集約、営農組合による効率的な生産体制の整備、効率的な機械化一貫体系等を推進しコスト低減を図る。
エ　販路の開拓と拡大
実需者ニーズの把握と産地情報の発信に努め、生産者と食品産業、流通業者、消費者等が一体となった産地確立を推進する。
オ　地場加工・流通の推進
地元産大豆を使用した味噌・豆腐等の製造により、大豆の需要拡大及び消費拡大を推進する。
カ　集出荷調製施設の効率的利用
農協の大豆調製場の効率的な利用を促進し、ロットの確保及び品質の均一化を図る。

【飼料作物】
良質で安全な飼料供給が安全・安心な畜産物生産に直結することから、耕畜連携を図り、低コスト、省力生産による自給飼料増産を推進する。
また、飼料用米や稲発酵粗飼料（WCS 用稲）への取組を進める。

【野菜】
京阪神の大消費地に隣接する有利な特性でありながら、一部の野菜の出荷にとどまっている。主な品目は、なす、山の芋、たまねぎ、いちご、しそ、ピーマンであるが、いずれも小規模であり、生産量も停滞している。
農協の直売所や道の駅などでの販売促進を行うことで、多様な消費者ニーズに対応した地産地消による地場野菜の供給体制づくりを進める。

【果樹】
「加東市果樹産地構造改革計画」にもとづき、消費者が求める高品質な果実の生産を進めるとともに、省力化・軽労化のための生産条件整備や、市場出荷・直売・観光農園化など、特性を生かした産地ブランドを育成する。

【地力増進作物】

優良農地の保全等の観点から地力増進作物は重要であり、その位置付けを明確にするため、以下の事項により推進する。

① 水稲等の基幹作物の裏作での作付けの推進

② 排水条件、播種時期に留意した作付けの推進

（３）担い手の明確化と育成の将来方向

水田農業経営の確立に向け、優れた経営能力を有する認定農業者や新規就農者等の育成を図るとともに、認定農業者等の個別経営体が不足する地域においては、集落営農組織を担い手として位置づけ、その育成や活動強化を図る。そのため、~~農地の利用集積~~地域計画の作成及び農地の集積・集約化の促進とともに、経営改善に向けての高品質・低コスト化等先進技術の導入の指導及び機械・施設の整備を推進する。

（４）有機農業の推進に係る将来方向

有機農産物へのニーズが高まる中、有機農業については慣行農法に比べ、特殊な栽培技術が必要で、収穫量が少なくなる傾向にあり、取組者が少ない。そのため、水田活用の直接支払交付金に係る産地交付金の交付により有機農業者を支援し、有機農業の取組を推進する。

２　具体的な目標

（１）作物作付け及びその販売の目標

主食用水稲作付面積　（単位：ha、％）

品種名	(R1)		(R2)		(R3)		(R4)		計画（R5）	
	作付面積	比率	作付面積	比率	作付面積	比率	作付面積	比率	作付面積	比率
うるち米	591.8	32.0	672.7	36.7	762.4	43.0	722.3	40.9	590.0	31.6
酒造好適米	1,260.2	68.0	1,159.6	63.3	1,008.7	57.0	1,042.3	59.1	1,280.0	68.4
合　計	1,852.0	100.0	1,832.3	100.0	1,771.1	100.0	1,764.6	100.0	1,870.0	100.0

酒造好適米作付面積　（単位：ha、％）

品種名	(R1)		(R2)		(R3)		(R4)		計画（R5）	
	作付面積	比率	作付面積	比率	作付面積	比率	作付面積	比率	作付面積	比率
山田錦	1,214.7	96.4	1,115.9	96.5	959.2	95.0	981.0	94.1	1,230.0	96.1
愛山他	45.5	3.6	40.9	3.5	49.5	5.0	61.3	5.9	50.0	3.9
合　計	1,260.2	100.0	1,156.8	100.0	1,008.7	100.0	1,042.3	100.0	1,280.0	100.0

酒造好適米（販売量）

（単位：t、％）

品種名	(R1)		(R2)		(R3)		(R4)		計画（R5）	
	販売量	比率	販売量	比率	販売量	比率	販売量	比率	販売量	比率
山田錦	2,988.9	95.6	2,683.2	95.2	2,285.5	94.5	2,172.4	93.5	3,000.0	95.8
愛　山	138.8	4.4	135.8	4.8	132.7	5.5	150.6	6.5	130.0	4.2
合　計	3,127.7	100.0	2,819.0	100.0	2,418.2	10.0	2,323.0	100.0	3,130.0	100.0

（注）「JA みのり」のみの販売量

水稲の品質の目標

（単位：％）

品種名	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	計画（R5）	備考
うるち米１等比率	97.0	79.7	80.2	93.5	97.0	
酒造好適米特比率	85.0	84.2	77.4	75.1	90.0	特上を含む

（注）「JA みのり」のみの品質比率

麦（作付面積）

（単位：ha）

品種名	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	計画（R5）	備考
	作付面積	作付面積	作付面積	作付面積	作付面積	
シロガネ小麦	80.5	0.0	0	0	0.0	
大麦	56.8	114.5	117.2	117.0	150.0	
合　計	137.3	114.5	117.2	117.0	150.0	

麦（販売量）

（単位：t）

品種名	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	計画（R5）	備考
	販売量	販売量	販売量	販売量	販売量	
シロガネ小麦	182.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
大麦	46.5	173.2	141.4	151.2	260.0	※もち麦
合　計	228.8	173.2	141.4	151.2	260.0	

（注）「JA みのり」のみの販売量

麦の品質の目標

（単位：％）

品種名	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	計画（R5）	備考
~~小麦の１等比率~~	~~0.0~~	—	—	—	—	
大麦の１等比率	80.6	100.0	0.0	100.0	90.0	※もち麦

（注）「JA みのり」のみの品質比率

大豆（作付面積）　（単位：ha、％）

品種名	(R1)		(R2)		(R3)		(R4)		計画（R5）		備考
	作付面積	比率	作付面積	比率	作付面積	比率	作付面積	比率	作付面積	比率	
白大豆	23.6	55.1	23.1	53.6	23.1	50.9	22.6	46.7	25.0	50.0	
黒大豆	20.8	44.9	20.0	46.4	22.3	49.2	25.8	53.3	25.0	50.0	早生黒、丹波黒を含む
合　計	44.4	100.0	43.1	100.0	45.4	100.0	48.4	100.0	50.0	100.0	

（注）作付面積は、団地化取組面積の合計

大豆（販売量）　（単位：t、％）

品種名	(R1)		(R2)		(R3)		(R4)		計画（R5）		備考
	販売量	比率	販売量	比率	販売量	比率	販売量	比率	販売量	比率	
白大豆	30.5	84.3	21.9	54.9	33.5	64.4	25.4	55.6	47.0	61.0	
黒大豆	5.7	15.7	18.0	45.1	18.5	35.6	20.3	44.4	30.0	39.0	早生黒、丹波黒を含む
合　計	36.2	100.0	39.9	100.0	52.0	100.0	45.7	100.0	77.0	100.0	

（注）「JA みのり」のみの販売量

大豆の品質目標　（単位：％）

品種名	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	計画（R5）	備考
白大豆	94.7	97.3	87.9	87.5	100.0	契約大豆合格以上

（注）「JA みのり」のみの品質率

その他（作付面積）　（単位：ha）

品種名	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	計画（R5）	備考
	作付面積	作付面積	作付面積	作付面積	作付面積	
たきのなす	0.5	0.3	0.3	0.5	0.7	
山の芋	1.6	0.9	0.9	1.0	2.0	
合　計	2.1	1.2	1.2	1.6	2.7	

その他（販売量）　（単位：t）

品種名	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	計画（R5）	備考
	出荷量	出荷量	出荷量	出荷量	出荷量	
たきのなす	11.1	9.7	10.3	9.1	14.0	
山の芋	5.7	4.9	4.0	6.0	5.5	
合　計	16.8	14.6	14.3	15.1	19.5	

（注）「JA みのり」のみの販売量

（２）担い手の育成及び担い手への~~土地利用農地の~~集積~~の~~目標

担い手の目標数値　（単位：人、組織数）

	~~令和３年度実績~~	~~令和４年度~~	~~令和９年度~~
~~認定農業者~~	~~２６~~	~~４０~~	~~５０~~
~~認定新規就農者（H28 からの累計）~~	~~６~~	~~９~~	~~１０~~
~~集落営農組織（生産集団・機械協同利用含む）~~	~~２８~~	~~３４~~	~~３９~~

	R4 実績	R5	R6	R7	R8	R9
認定農業者	２９	３０	３２	３４	３６	３８
認定新規就農者（R3 からの累計）	４	７	８	９	１０	１０
集落営農組織（生産集団・機械協同利用含む）	２７	２９	３０	３１	３２	３３

※加東市地域農業活性化ビジョン後期計画に示す数値を記載

~~土地利用集積目標~~　~~（単位：％）~~

	~~令和３年度実績~~	~~令和４年度~~	~~令和９年度~~
~~集積率~~	~~２５．５~~	~~４６．０~~	~~７０．０~~

~~※加東市地域農業活性化ビジョンに示す数値を記載~~

農地の集積目標

	R4 実績	R5	R6	R7	R8	R9
農地集積率（※）	4.7	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0

※農地集積率 ＝ 農地中間管理事業等を活用した農地面積／加東市全体の耕地面積
加東市地域農業活性化ビジョン後期計画に示す数値を記載

３　ビジョン実現のための手段

農業施策の活用方法

（１）水田作物に対する支援

１）水田活用の直接支払交付金

水田で、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、交付金が面積払いで交付される。

（１）交付対象者　-----販売目的で対象作物を生産する「販売農家」、「集落営農」

（２）交付単価

①戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	３５，０００円／１０ａ
WCS（稲発酵粗飼料）用稲	８０，０００円／１０ａ
加工用米	２０，０００円／１０ａ
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000～105,000 円／１０ａ

２）産地交付金

地域の実情に即した、水田における麦・大豆等の戦略作物の生産性向上や地域振興作物への取組に対する支援

＜加東市農業再生協議会設定分＞

助成区分	対象作物	交付条件	単価 （10ａ当り）
特産品	たきのなす 山の芋	対象作物の出荷・販売を行う農業者	11,000 円
学校給食	学校給食用野菜、果樹等 ※市学校給食センターへの登録が必要	地産地消推進のため、市学校給食センターに野菜、果樹を納入する農業者等	11,000 円
特産品	もち麦	対象作物の生産に取り組む集落営農組織~~等~~、認定農業者等	1,500 円
担い手集積 （麦・大豆）	麦、大豆（白黒）	１ha 以上の集積を行う集落営農組織、認定農業者等	11,000 円
戦略作物二毛作	麦、大豆、飼料作物、ＷＣＳ用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米	販売目的で二毛作（戦略作物と主食用米、または戦略作物同士の組合せ）に取り組む農~~業~~業者等	16,000 円
担い手集積 （ＷＣＳ用稲）	ＷＣＳ用稲	１ha 以上の集積を行い、対象作物の出荷を行う農業者等	4,000 円
新規需要米の複数年契約 ※R4 から	飼料用米、米粉用米	対象作物について３年間以上の複数年契約に取り組む農業者等（R4 年度以降に締結する複数年契約に限る）	6,000 円
有機ＪＡＳ	野菜、果樹等	販売目的で対象作物の生産に取り組む有機 JAS 認定を受けた農業者等	11,000 円

※１　交付単価は、作付面積の実績に応じて調整します。

２　内容は、国等と調整後、変更する場合があります。

＜兵庫県農業活性化協議会設定分＞

対象作物	交付条件	対象者	交付単価 （10a 当り）
加工用米（低コスト・高品質化）	下記のいずれか１つ以上の取組を行うこと。 ①種子の更新を行うこと ②県内の加工業者と契約を締結していること ③加工用米の作付面積が１ha 以上 ④県認証食品の認証を受けていること	加工用米を生産する農業者等	10,000 円
加工用米（複数年契約）	加工用米を作付けた面積のうち平成29 年産以降の複数年（３年以上）の契約に取り組む面積	加工用米を生産する農業者等	12,000 円
飼料用米（生産性向上・担い手支援）	A　県内の畜産農家、JA・全農兵庫県本部、飼料ﾒｰｶｰ等へ出荷・販売を行う取組であること。 B　下記のいずれか一つ以上に該当すること。 ①　認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者であること。 ②　飼料用米作付面積が１ha 以上 ③　共同で施設を利用（育苗・乾燥調製等）し、集落ぐるみで２ha 以上の飼料用米生産を行い、近隣の畜産農家へ出荷する取組に参画するもの	飼料用米を生産する農業者等	~~7,000 円~~ 8,000 円
~~飼料用米（多収品種導入支援）~~	~~飼料用米を作付けた面積のうち、多収品種を導入した面積~~	~~認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者~~	~~3,000 円~~
新市場開拓用米（担い手支援）	輸出など内外の新市場の開拓を図る米を作付けた面積（輸出向け日本酒の原料用米は対象外） 下記Ａ、Ｂの両方に該当すること。 Ａ　新規需要米取組計画の認定を受けるこ	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、	5,000 円

	と。 B　下記のいずれか一つ以上に該当すること。 ①種子の更新を行うこと。 ②新市場開拓用米作付面積が１ha 以上 ③共同乾燥調製施設に出荷	農地中間管理機構からの借受者	
野菜	野菜の作付面積（~~施設:2.5a 以上、~~露地:10a 以上）が対象	認定農業者、農業法人、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの借受者	3,000 円
~~飼料用米・米粉用米（複数年契約）~~	~~複数年（３年以上、令和２年・３年からの継続分のみ）契約により、飼料用米又は米粉用米を作付けた面積~~	~~複数年（３年以上）契約により、飼料用米又は米粉用米の生産に取り組む農業者等~~	~~6,000 円~~
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物 ※基幹のみ	対象作物を作付けた面積	対象作物を生産する農業者等	20,000 円
新市場開拓用米（複数年契約）	複数年（３年以上）契約により、輸出など内外の新市場の開拓を図る米を作付けた面積	新市場開拓用米を生産する農業者等	10,000 円
畑地化の取組	水田の畑地化に取り組むこととし、交付対象面積から除外した面積	畑地化に取り組む農業者等	175,000 円

（２）畑作物に対する支援-----畑作物→（麦、大豆（黒大豆を除く）、そば、なたね）

１）畑作物の直接支払交付金

麦、白大豆等の生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分を単位数量当たりの単価で国から直接交付される。また、品質に応じて単価を設定。

単収増や品質努力が反映されるよう「数量払」を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額が「面積払（営農継続支払）」で交付される。

２７年産から認定農業者、集落営農、認定就農者を対象に実施されている。

（１）交付対象者　-----認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）。

（２）対象作物　------麦（小麦、大麦）、白大豆、そば、なたね

（３）交付単価（全国一律単価）

①数量払

大麦の品質区分と交付単価　（単位：円）

~~品質区分~~ ~~（等級／ランク）~~		~~1等~~				~~2等~~			
		~~A~~	~~B~~	~~C~~	~~D~~	~~A~~	~~B~~	~~C~~	~~D~~
~~六条大麦（50kg当たり）~~		~~5,970~~	~~5,550~~	~~5,420~~	~~5,370~~	~~4,940~~	~~4,520~~	~~4,400~~	~~4,350~~
~~はだか麦（60kg当たり）~~		~~9,980~~	~~9,480~~	~~9,330~~	~~9,240~~	~~8,410~~	~~7,910~~	~~7,760~~	~~7,680~~
品質区分 （等級／ランク）		1等				2等			
		A	B	C	D	A	B	C	D
六条大麦（50kg当たり）	課税事業者向け単価	5,210	4,790	4,660	4,610	4,180	3,760	3,640	3,590
	免税事業者向け単価	5,510	5,090	4,960	4,910	4,480	4,060	3,940	3,890
はだか麦（60kg当たり）	課税事業者向け単価	9,220	8,720	8,570	8,480	7,650	7,150	7,000	6,920
	免税事業者向け単価	9,750	9,250	9,100	9,010	8,180	7,680	7,530	7,450

大豆の品質区分と交付単価

~~品質区分（等級）~~	~~1等~~	~~2等~~	~~3等~~
~~普通大豆~~	~~10,830円~~	~~10,140円~~	~~9,460円~~
~~特定加工用大豆~~	~~8,780円~~		

~~※60kg当たり~~

品質区分（等級）		1等	2等	3等
普通大豆（60kg当たり）	課税事業者向け単価	10,360円	9,670円	8,990円
	免税事業者向け単価	10,770円	10,080円	9,400円
特定加工用大豆（60kg当たり）	課税事業者向け単価	8,310円		
	免税事業者向け単価	8,720円		

※当交付金は、標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分として算出されており、課税事業者と免税事業者で、その差額分に違いがあるため、それぞれで単価が設定されています。

②面積払（営農継続支払）

交付単価

２０，０００円／１０ａ	当年産の生産面積に基づいて支払い

（３）直接支払推進事業

経営所得安定対策の実施に当たって、地域段階が行う推進活動や要件確認を実施するために必要な経費を助成する。（国→県→市→加東市農業再生協議会）

（４）各種支援措置

１）農業経営の法人化の支援

①農業経営の法人化支援（定額２５万円）

・農業経営者サポート事業等の経営診断・相談を活用した集落営農又は複数経営の法人化、法人同士の統合による新たな法人の立上げなどの農業経営を法人化する取組に対する支援

２）新規就農者に対する支援

①新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）

・原則５０歳未満の独立・自営就農者に対して、機械や施設等の補助を支給する。

補助率：都道府県支援の２倍を国が支援（例：国 1/2、県 1/4、本人 1/4）

②新規就農者育成総合対策（経営開始資金）

・原則５０歳未満の独立・自営就農者に対して、最大年間１５０万円を最長３年間給付する。

※所得制限及び所得に応じて給付額の変動有り。

（５）人・農地問題関連事業

１）農地の所有者と担い手の間に、信頼できる農地の中間的受け皿として農地中間管理機構（以下「機構」という。）を設置することにより、円滑かつ積極的な農地集積・集約化を促し、~~集落・地域において取り組まれている人・農地プランの作成を推進し~~、市が各集落で地域計画を作成し、集落・地域の人と農地の問題の解決を図る。

２）優遇措置

【地域集積協力金】

集積タイプ

機構の活用率に応じて、交付単価に交付対象面積を乗じた金額を交付する。

① 交付要件

地域内の農地の一定割合以上を、機構を通じて新たに担い手（認定農業者等）へ貸し付けた地域等に対し交付する。

② 交付単価（一般地域）

交付単価	1. 機構の活用率が 20%超 40%以下：1. 0 万円/10a 2. 機構の活用率が 40%超 70%以下：1. 6 万円/10a 3. 機構の活用率が 70%超 80%以下：2. 2 万円/10a 4. 機構の活用率が 80%超：2. 8 万円/10a ※中山間地域は別途交付単価が定められています。

【集約化奨励金】

① 交付要件

地域内の農地の一定割合以上を、機構に貸し付けて、農地の集約化に取り組む地域に対し交付する。

② 交付単価

交付単価	1. 地域の団地面積の割合が 10%以上増加：1.0 万円/10a 2. 地域の団地面積の割合が 20%以上増加または団地面積の割合が 30%以上の地域において、ほ場の平均面積が 1.5 倍以上：3.0 万円/10a

【経営転換協力金】

機構へ自作地の貸付を行った以下の農業者等へ交付する。

1. 農業部門の減少により経営転換する農業者　2. リタイヤする農業者
3. 農地の相続人で農業経営を行わない者

（１）交付要件

1. ~~一度に全農地又は経営部門の全農地~~全ての自作地を１０年以上機構に貸し付けること。
2. 農地が機構から借受者に貸し付けられること。

（２）交付単価

国から県、そして市へ金額配分

交付単価	H31 年度から令和 3 年度まで 1.5 万円/10a（上限 50 万円/戸） R4 年度及び R5 年度 1.0 万円/10a（上限 25 万円/戸） ※R4 年及び R5 年度は、地域集積協力金交付事業又は集約化奨励金交付事業と一体的に取り組む場合のみ交付対象となります。

【~~条件不利農地集積奨励金~~未整備農地集積奨励支援補助金】

機構を通じて~~条件不利農地等（ほ場整備を行っていない農地など）~~未整備の農地を新たに借り受け~~た担い手~~て長期活用する農地利用者に対して交付する。

（１）交付要件

1. ~~農業振興地域内の農地であること~~機構を通じて農地利用者が新たに借り受ける未整備の農地であること
2. 基盤整備事業等（整地工を行う）が実施~~又は~~されておらず、かつその予定~~されていが~~ない農地であること
3. 交付時点で機構を通じて借り受けている集積総面積が一定以上であること
   ※面積は、個人、法人、栽培する作物により異なる。
   例）個人で水稲を栽培する場合　　：集積総面積１．０ha 以上
   　　個人で野菜・果樹等を栽培する場合：集積総面積０．１ha 以上

（２）交付額

借り受けた~~条件不利~~未整備農地の面積に応じ、予算の範囲内で以下の金額を交付

1. ~~条件不利~~未整備農地（一般）　　：２０，０００円／１０a
2. ~~条件不利~~未整備農地（悪条件地※）：４０，０００円／１０a

※~~条件不利農地のうち~~急傾斜地(傾斜度 1/20 以上)の農地、または進入路が狭く機械作業が困難な農地等

4　担い手の明確化

【認定農業者】

農業経営改善計画の認定を受けた農業者

【認定新規就農者】

青年等就農計画の認定を受けた農業者

【集落営農組織】

地域の農業を担う組織として規約・名簿等が整備され、今後法人化を目指す組織

【生産集団】

転作の集団化・団地化等を実施している集団

【機械共同組織】

農業生産におけるコスト削減のため、共同で機械利用等実施している集団

認定農業者（法人）　　**※個人情報のため取扱注意**

	氏　名	作付け状況	水田面積	所属集落営農	備考
1	(有)ヒカリ農産（喜田） 代表取締役　岸本　光	水稲＋麦＋大豆＋~~WCS 用稲~~	~~２２~~２３ha		
2	㈱玄米家（牧野） 代表取締役　藤本武彦	水稲＋麦＋たまねぎ	２９ha		
3	(有)三草酪農場（上三草） 代表　佐治一行	酪農	－ha		
4	(株)こうせつ・たなか（天神） 代表取締役　田中孝英	水稲	１３ha		
5	(農)曽我営農組合（曽我） 代表理事　竹内康隆	水稲＋大豆	１８ha	曽我	集落営農組織で再掲
6	(農)稲尾下営農組合（稲尾） 代表理事　大西重義	水稲＋麦＋WCS用稲	~~１８~~１７ha	稲尾	集落営農組織で再掲
7	(株)岡本営農互助会（岡本） 代表取締役　藤井悦雄	水稲＋野菜	~~１４~~１６ha	岡本	集落営農組織で再掲
8	(株)薮営農 代表取締役　坂本千里	水稲	３ha	薮	集落営農組織で再掲
9	(株)援農みのり（牧野） 代表取締役社長　竹内千博	水稲	１１ha		
10	(株)田尻農園 代表取締役　田尻倫生	水稲＋野菜	１２ha		

※　１ha 未満は「－」で表示

認定農業者（個人）　　**※個人情報のため取扱注意**

	氏　名	作付け状況	水田面積	所属集落営農	備考
~~1~~	~~（吉井）~~	~~水稲~~	~~2 ha~~		
~~2~~	~~（藤田）~~	~~水稲~~	~~5 ha~~		
1	（吉馬）	水稲	５ha		
2	（高岡）	水稲＋野菜	８ha		

3	（多井田）	酪農＋水稲＋飼料作物＋WCS 用稲	８ha		
~~6~~	~~（貞守）~~	~~水稲＋野菜~~	~~１１ha~~		
4	（黒石）	水稲	６ha		
5	（山国）	野菜	－ha		
6	（西古瀬）	水稲	１２ha	西古瀬	
7	（河高）	水稲	１０ha	河高	
8	（河高）	水稲	１１ha	河高	
9	（山国）	水稲	８ha	山国	
10	（鳥居）	水稲	１１ha		
11	（山国）	水稲＋果樹＋野菜	２ha		
12	（藤田）	水稲	６ha		
13	（東実）	野菜	１ha		
~~17~~	~~（上田）~~	~~水稲~~	~~５ha~~		
14	（上久米）	野菜＋果樹	－ha		
15	（藤田）	水稲	６ha		
16		水稲	４ha		
17		花き	－ha		
18		果樹	－ha		
19		水稲＋大豆＋野菜	２ha		

※　１ha 未満は「－」で表示

認定新規就農者（個人）　　**※個人情報のため取扱注意**

	氏　名	作付け状況	水田面積	所属 集落営農	備考
1		水稲	４ha		
2		花き	－ha		
3		水稲	６ha		
4		果樹	－ha		

※　１ha 未満は「－」で表示

集落営農組織

	組織名	作付け状況	水田面積	備考
1	(農)曽我営農組合	水稲＋大豆	１８ha	平成２３年 ６月２日設立
2	(農)ファームイナオ	水稲＋麦	７ha	平成２５年 ２月１日設立

3	(株)岡本営農互助会	水稲＋野菜	~~１４~~１６ha	平成２５年１１月５日設立
4	山国担い手組合	麦	１１ha	
5	田中営農組合	大豆	１０ha	
6	窪田営農組合	水稲＋麦	６ha	
7	沢部営農組合	水稲＋麦＋大豆	~~１３~~１４ha	
8	福吉地区営農組合	水稲＋麦	~~１０~~１１ha	
9	上田地区営農組合	水稲＋麦	~~２０~~１８ha	
10	大門営農組合	水稲＋麦＋大豆	~~１４~~１３ha	
11	西古瀬ファーム営農組合	麦	~~６~~７ha	
12	中古瀬営農組合	麦＋大豆	~~１３~~１２ha	
13	東古瀬営農組合	大豆	~~１０~~８ha	
14	上鴨川営農組合	水稲~~＋WCS 用稲~~	~~２１~~１６ha	
15	河高営農組合	麦	~~５~~７ha	
16	(農)稲尾下営農組合	水稲＋麦	~~１８~~１７ha	平成２８年４月１９日設立
17	屋度麦秋会	水稲＋麦	~~７~~９ha	
18	高岡３班営農組合	水稲＋大豆	~~７~~９ha	
19	㈱薮営農	水稲	~~１~~３ha	
20	野村営農組合	水稲＋大豆	７ha	
21	大谷営農組合	水稲	３ha	
22	はしかの里営農組合	水稲＋大豆	５ha	

※　１ha 未満は「－」で表示

生産集団

	組織名	作付け状況	水田面積	備考
1	下三草営農組合	~~WCS 用稲~~飼料用米	~~４~~３ha	
2	木梨開拓地営農組合	~~WCS 用稲~~	~~２~~－ha	

※　団地面積を表示

機械共同利用

	組織名		組織名
1	貝原コンバイン共同組合	~~2~~	~~野村営農組合~~
2	久米農機具利用組合	3	高岡農機具利用組合
~~5~~	~~大谷営農組合~~	~~6~~	~~はしかの里営農組合~~

※面積は R4 水田システムのデータより